

付帯メニュー定義書

【ガス・電気セット割】

館林ガス株式会社

平成29年7月1日実施

目次

1	実施期日	3
2	定義	3
3	適用条件	3
4	割引内容	3
5	日割計算時の基本料金	4
6	適用期間	4
7	適用廃止	4
8	ガス・電気セット割の定義書の変更および廃止	4

付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割】（以下「ガス・電気セット割の定義書」といいます。）は、当社の館ガスでんきをご契約いただいているお客さま向けに、当社の都市ガス需給に関する約款にもとづき計算されるガス料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

ガス・電気セット割の定義書で定める付帯メニュー（以下「ガス・電気セット割」といいます。）は、合算メニューの対象となります。

1 実施期日

ガス・電気セット割の定義書は、平成 29 年 7 月 1 日より実施します。

2 定義

都市ガス需給に関する約款に定義される言葉は、ガス・電気セット割の定義書においても同様の意味で使用します。

3 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを、当社が承諾した場合に、ガス・電気セット割を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- ① お客さまが、当社の都市ガス需給に関する約款にもとづくガス需給契約（以下「ガスの契約」といいます。）の契約者であり、かつ、当社の電気需給に関する約款にもとづく電気の契約（以下「電気の契約」といいます。）の契約者であること。

なお、電気の需給を開始する時点で、お客さまが当社のガスを使用していない場合には、電気の需給開始からガスの使用開始までの日数が 30 日未満であること。ただし、当社が電気の契約の申し込みとガスの契約の申し込みを同時に受け付け、承諾した場合に限ります。

- ② ガスの契約により計算されるガス料金と電気の契約により計算される電気料金を合算払いすること。

4 割引内容

当社は、3（適用条件）に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、お客さまの対象となるガス料金メニューの基本料金から毎月 216 円（消費税等相当額を含みます。）を割引します。以後、割引後の金額を基本料金と読み替えます。

5 日割計算時の基本料金

当社の都市ガス需給約款にもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、4（割引内容）で読み替えた基本料金を用います。

6 適用期間

- (1) ガス・電気セット割の割引の適用開始日は、原則としてガス・電気セット割が付帯する電気料金メニューの適用開始日以降の最初のガスの検針日とします。ただし、お客さまが新たに電気の需給を開始した後にガスの使用を開始した場合には、ガスの使用開始日以降の当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日以降の最初のガスの検針日とします。
- (2) ガス・電気セット割の適用期間は、(1) に定める適用開始日からガス・電気セット割が付帯する電気料金メニューの適用期間が満了する日までとし、以降の継続は、当該電気料金メニューの適用期間と同じとします。

7 適用廃止

当社は、お客さまが、3（適用条件）を満たさないことが判明した場合には、ガス・電気セット割の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

(1) 電気の契約を解約する場合

お客さまからの電気需給契約の解約または当社からの電気需給契約の解約等による解約日

(2) (1)以外の事由による場合

当該事由発生日の直後の電気の計量日

なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、

(1)で定める解約日

8 ガス・電気セット割の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、ガス・電気セット割の定義書を変更する場合には、当社の都市ガス需給に関する約款に準じます。
- (2) 当社は、ガス・電気セット割の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) ガス・電気セット割の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、当社の都市ガス需給に関する約款に準じます。